

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大井店

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一丁目二番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

開店時間と駐車場の利用開始時間が児童生徒の登校時間帯に重なるので児童の安全確保のために、店舗付近及び駐車場の出入りに対する警備員の増員配置等、安全面の十分な配慮をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十四年九月十一日から平成二十四年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター